

# 第1章 計画策定の目的と位置付け

## 1 計画策定の背景と目的

国は、平成18年に制定した「住生活基本法」に基づき、住生活基本計画（現行計画の計画期間：令和3年度～令和12年度）を策定しています。また、北海道においても、同法に基づき、北海道住生活基本計画（現行計画の計画期間：平成28年度～令和7年度、現在見直し策定中）を策定しています。

当別町においては、住生活基本法の趣旨や国、北海道の計画の方針を踏まえ、「当別町住宅マスタープラン」（以下、「現行計画」とします。）を平成25年3月に策定しました。現行計画に基づき、これまで、少子高齢化への対応、安心して暮らせる住まいづくり、活気ある暮らしづくり、地域特性や省エネルギーに配慮した住まいづくりなどに取り組んできました。

このようななか、現行計画の策定から一定の期間が経過するとともに、人口減少、少子高齢化のさらなる進行、空家問題の深刻化、全国的な自然災害の頻発、持続可能なまちづくりの必要性などの社会情勢の変化がみられており、これらを踏まえた計画の見直しが必要となっています。

こうした背景を受け、「当別町住生活基本計画（以下、「本計画」とします。）」は、従来の「当別町住宅マスタープラン」を見直し、住生活基本計画（全国計画）、北海道住生活基本計画及び当別町の地域特性や独自性を踏まえて、当別町民の住生活の安定の確保及び向上を目的に作成します。

## 2 計画期間

本計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、住宅・住環境を取り巻く情勢の変化や施策の進捗状況に応じて、計画の変更を必要とする場合には、適宜、見直しを行います。

## 3 計画の位置付け

本計画は、「住生活基本計画（全国計画）」や「北海道住生活基本計画」を踏まえ、当別町の住宅施策に関する基本計画として策定します。

また、「当別町第6次総合計画」の住宅分野を踏まえた計画であるとともに、町の関連計画との連携により施策を推進するための総合的な住宅・住環境づくりの指針となります。

第1章 計画策定の目的と位置付け

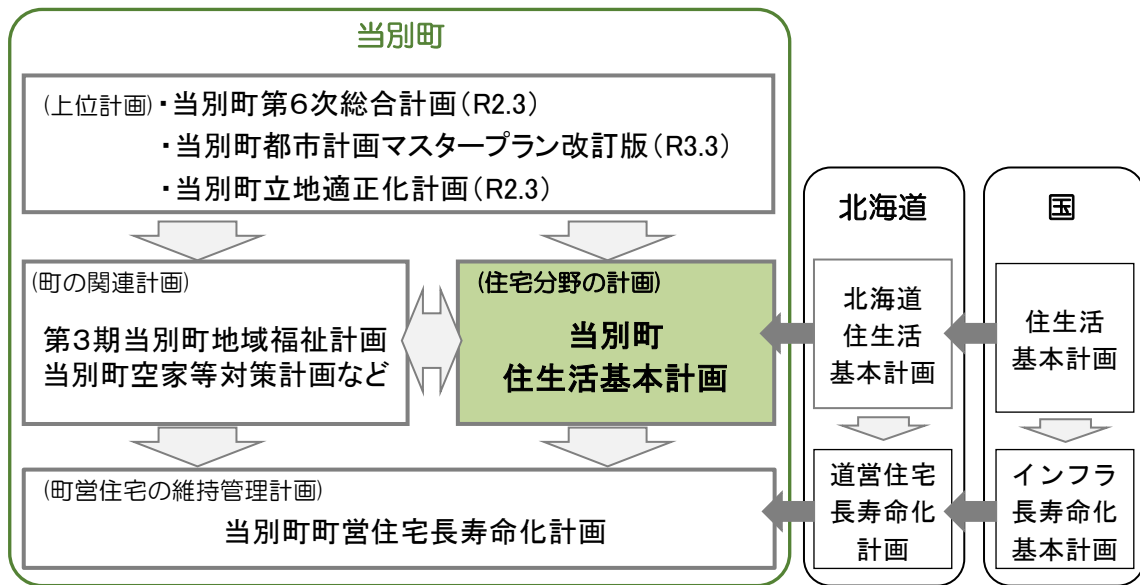


図 1 本計画の位置付け

## 4 策定までの経緯

本計画を策定するにあたり、庁内の若手職員会議や作業部会での議論を重ねると同時に、学識経験者や石狩振興局、関係機関の助言を踏まえ、検討会議の協議を経て素案を作成しました。その後、パブリックコメントにて町民意見を伺い、町長からの承認を得て、本計画を策定しています。

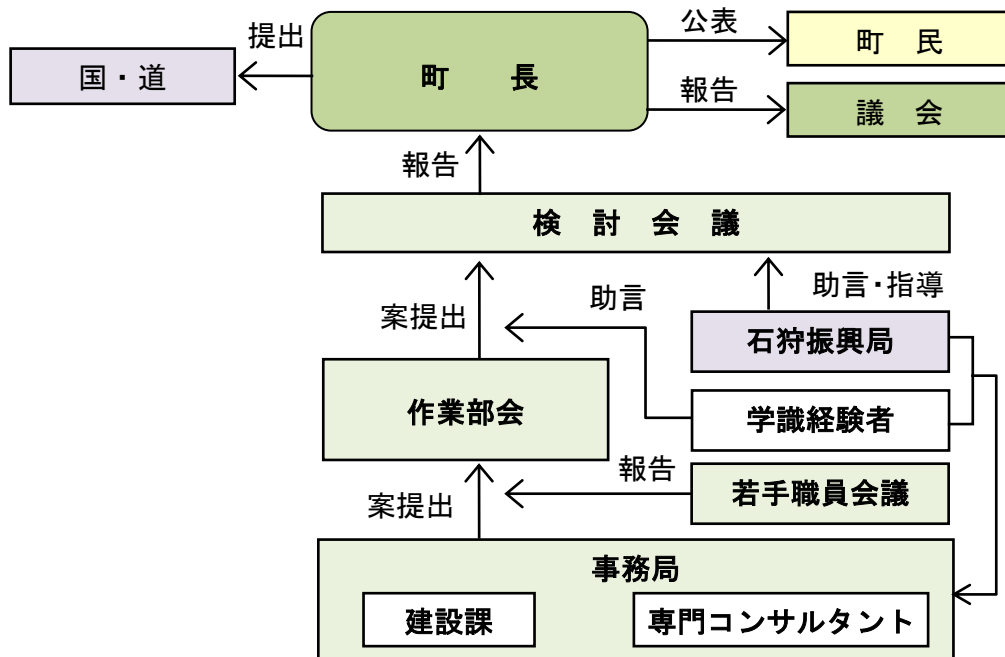


図 2 策定までの経緯